

2019年3月25日

株式会社七十七銀行

外貨両替における上限金額設定のお知らせ

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向けた態勢強化を図る観点から、外貨両替取引について、上限金額を定めさせていただくことになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お客さまには大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 外貨両替上限金額

(1) 窓口受付分

| お取引内容 | 上限金額 |
|-------------------------------------|---------|
| ご本人さま名義の当行預金口座からの引落としまたは入金による外貨両替取引 | 50万円相当額 |
| 上記以外による外貨両替取引 | 30万円相当額 |

注. 上限金額は1回あたりの金額となりますが、複数回のご両替金額合計が上限を超える場合は、お取引をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

(2) 当行ホームページからの外貨両替予約受付における上限金額の引下げ

| 変更前 | 変更後 |
|-------|-------|
| 5千米ドル | 2千米ドル |

2. 実施日

2019年4月1日（月）受付分より

3. お客さまへのお願い

上限金額内の外貨両替取引であっても、ご本人さま確認資料の提示や両替目的や取引内容のご説明、確認資料のご提示等をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

注. ご説明や確認資料のご提示等の結果、当行の判断によりお取引をお断りする場合がございます。

以上